

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税		
その他	その他（軽油引取税）		
要望項目名	自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等（通信機器、ナンバー取得のない自動車、レーダー、射撃統制装置及び音波機械等並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等）の電源又は動力源に供する軽油の引取り。 ・特例措置の内容 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に供する軽油の引取りに対しては、都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとされているが、当該特例に関して、地方税法本則による恒久的な措置とすることを要望する。 		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号 地方税法施行令附則第10条の2の2第1項及び第2項 地方税法施行規則附則第4条の7第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲19, 277) [平年度] - (▲19, 277) [改正増減収額] -</p>		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 防衛省・自衛隊は船舶及び通信機器、レーダー等の機械等を使用して、警戒監視、海賊対処、災害派遣等の各種任務を行うとともに、そのために必要な訓練・演習を実施する。これにより、国民の生命・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜く。</p> <p>(2) 施策の必要性 政策目的の実現に資するため、防衛省・自衛隊は、平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要があり、これらの任務に使用する船舶及び通信機器、レーダー等の機械等に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある。一方で、軽油には地方税法に基づく軽油引取税が課税されるが、前述のような自衛隊の活動は、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くための極めて公益性の高いものであることから、自衛隊の船舶等に使用する軽油については課税されるべき性質のものではない。 その上で、これらの軽油に対する軽油引取税については、平成21年度税制改正で免税措置が創設されて以来、3年毎に延長されており、当該免税措置は、限られた予算の中であっても必要な軽油を確保する上で、極めて高い政策効果があったと言える。 現在の免税措置は令和6年3月31日で期限を迎えるものの、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、自衛隊の船舶等に使用する軽油については、引き続き確実に確保していく必要がある。しかしながら、仮に当該免税措置が終了した場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなり、この場合、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。 以上のことから、極めて公益性の高い自衛隊の任務を確実に遂行するためには、自衛隊の船舶等で使用する軽油については引き続き免税措置とする必要がある。加えて、当該免税措置がこれまで果たしてきた役割や自衛隊の任務が将来にわたるものであることを踏まえれば、恒久的な免税措置とすることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。5.3.29）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出、②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾、③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（自衛隊の能力等に関する主要事業） 施 策：持続性・強靭性
合理性	政策の達成目標	我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。
	政策目標の達成状況	自衛隊の任務を確実に遂行することで、我が国の存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くことが継続的に実施されている。 (※防衛省・自衛隊の任務は防衛という国民全体の利益のために、海賊対処をはじめとする安全保障協力のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある各種事態等に対応することが求められているため、計数的な指標をもって具体的に目標を示すことは困難である。)
有効性	要望の措置の適用見込み	<input type="radio"/> 船舶 336隻：573,377kL（令和5年度予算） <input type="radio"/> 機械等に使用する軽油：27,126kL（令和5年度予算）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本課税免除措置により、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に使用する軽油の単価が軽減され、任務遂行に必要な軽油を十分に確保することができる。 これにより、国民の生命・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を確実に守り抜くことが可能となることから、本課税免除措置には有効性が認められる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の税制上の支援措置により、課税免除措置の代替となる措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度において課税免除となっている、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に使用する軽油の予算額は、約760億円である。仮に課税免除措置が延長されない場合、新たに約193億円の予算を要することになる。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり極めて公益性が高く、自衛隊以外に当該任務を遂行することはできないことから、自衛隊の活動に使用する軽油について免税とする措置は妥当である。 その上で、仮に本租税特別措置が終了し、新たに課税分の予算要求をした場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、他に必要な予算を削減することとなる。この場合、自衛隊の各種任務の遂行に重大な影響が生じる恐れがある。したがって、本租税特別措置は、予算措置によって必要な軽油を確保する場合と比較して適切である。

税負担軽減措置等の適用実績	<p>自衛隊の船舶及び通信機械等の軽油引取量と課税免除額は次のとおり。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td><td>504,980kL</td><td>16,210百万円</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>494,094kL</td><td>15,860百万円</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>474,483kL</td><td>15,231百万円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>425,052kL</td><td>13,645百万円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>454,620kL</td><td>14,594百万円</td></tr> </tbody> </table>	平成30年度	504,980kL	16,210百万円	令和元年度	494,094kL	15,860百万円	令和2年度	474,483kL	15,231百万円	令和3年度	425,052kL	13,645百万円	令和4年度	454,620kL	14,594百万円
平成30年度	504,980kL	16,210百万円														
令和元年度	494,094kL	15,860百万円														
令和2年度	474,483kL	15,231百万円														
令和3年度	425,052kL	13,645百万円														
令和4年度	454,620kL	14,594百万円														
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>適用総額 税額（千円）</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td><td>86,567,248</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>77,621,716</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>77,798,908</td></tr> </tbody> </table>	令和元年度	86,567,248	令和2年度	77,621,716	令和3年度	77,798,908									
令和元年度	86,567,248															
令和2年度	77,621,716															
令和3年度	77,798,908															
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本課税免除措置により軽油引取税が免除されていることで、格段に厳しさを増す財政事情の中、また我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中にあっても、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に供する軽油が安定的に確保され、警戒監視、弾道ミサイル防衛、海賊対処、災害派遣、教育訓練等の自衛隊の任務を遂行することができた。したがって、本課税免除措置は極めて有効である。</p>															
前回要望時の達成目標	<p>我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして領土・領海・領空を守り抜く。</p>															
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>—</p>															
これまでの要望経緯	<p>平成21年度の地方税法の改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、道路特定財源制度が廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措置については、一部の用途を除き地方税本則による措置から地方税法附則による3年間の時限措置に変更した上で、存続されることになった。</p> <p>平成24年度税制改正において、さらに3年間の延長が認められた。その後、平成27年度、平成30年度及び令和3年度税制改正要望で当該措置の恒久化を要望し、それぞれ3年の延長が認められ、令和6年3月31日までの時限措置となっている。</p>															